

人事院は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）に基づき、人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一〇―一二―二六

人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（職員としての在職期間に含まれる休職の期間）	（職員としての在職期間に含まれる休職の期間）

第八条 (略)

2 次の各号に掲げる職員（次条第一号において「派遣職員等」という。）に関する前項第一号の規定の適用については、当該各号に定める当該職員の業務（同条第一号において「派遣職員等業務」という。）を公務とみなす。

一〇五 (略)

(削る)

六 (略)

第八条 (略)

2 次の各号に掲げる職員（次条第一号において「派遣職員等」という。）に関する前項第一号の規定の適用については、当該各号に定める当該職員の業務（同条第一号において「派遣職員等業務」という。）を公務とみなす。

一〇五 (略)

六 | 平成三十一年ラグビーワールドカップ特措
法第四条第七項に規定する派遣職員 | 平成三
十一年ラグビーワールドカップ特措法第十条
に規定する組織委員会における特定業務

七 (略)

この規則は、公布の日から施行する。